ペットボトルの店頭回収に係る 再生利用指定について

東京都環境局資源循環推進部
古澤康夫

東京都からのご報告

- 昨年8月26日、10月31日のマルチステークホルダー会議で、ペットボトルの店頭回収に関する廃棄物処理法の扱いなどについて、問題提起をいただきました。
- その後、国の指導をいただきながら、関係事業者の皆様と協議のうえ、今年3月、店頭回収に関する「再生利用指定」を行いました。

知事の再生利用指定制度とは

廃棄物処理法・同法施行規則により

「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬(処分)を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの」



- 産業廃棄物処理業の許可が不要
- マニフェストの交付が不要
- 契約書は必要

「専ら物」と同じ

これまでの再生利用指定の事例

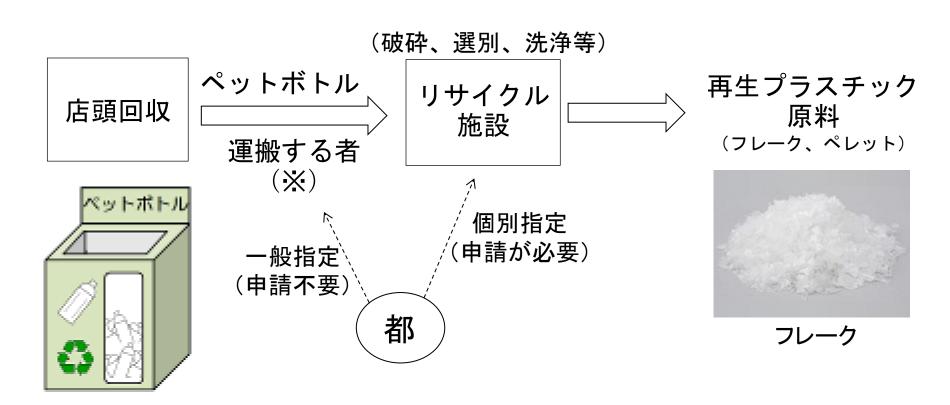
建設泥土(建設汚泥) 2009年度

都内の建設工事から発生した泥土を改良したものを 羽田の埋立工事に利用したケース

パソコン(家庭用) 2002年度

メーカーが不存在の場合に業界団体がメーカーに代わって回収する仕組み(広域認定までの暫定措置)

店頭回収されたペットボトルに係る 再生利用指定



※ 店頭から個別指定を受けたリサイクル施設まで運搬する者積替えを行うことも可能(ただし積替え施設の届出が必要)

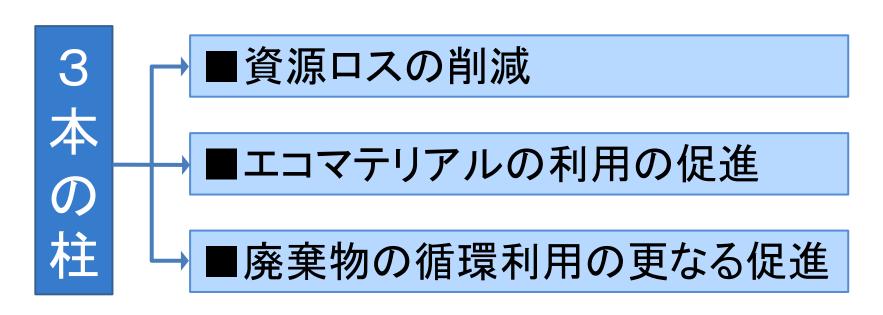
都内の店舗から都内のリサイクル施設に運搬する場合に限った対応



都から他県市にも情報提供しており、他県市で同様の制度が採用されることを期待

『持続可能な資源利用』に向けた取組方針 2015年3月策定

・資源利用を持続可能なものに転換させていくために、これまでの廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)施策から一歩踏み出して、資源採取の段階も含めたサプライチェーン全体を視野に入れる。



- 平成27年度から先進的企業等と連携した モデル事業を実施、その成果を広く普及
- 都民・NGOとの連携
- 区市町村や関係業界と連携→ 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり等



2020年のオリパラとその後を見据えて、

世界一の都市・東京にふさわしい資源循環の実現を見ませ

の実現を目指す。

ありがとうございました。